

令和8年度 今村光雄奨学生募集要項

〔 目 的 〕

この奨学資金は、向学的意思能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学資金を支給することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

〔 奨学資金の支給を受けることができる者の資格 〕

次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

(1) 指宿市に住所を有する者の子弟であること。

(2) 高校生等又は大学生等であること。

① 高校生等

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(専攻科を除く。), 中等教育学校(後期課程に限る。), 特別支援学校(高等部に限る。), 高等専門学校(第3学年以下に限る。)又は専修学校(高等課程に限る。)に在学している者をいう。

② 大学生等

学校教育法に規定する高等学校(専攻科に限る。), 大学, 短期大学, 高等専門学校(第4学年以上に限る。)又は専修学校(専門課程に限る。)に在学している者をいう。

(3) 令和9年3月31日時点において満23歳未満である者

(4) 学資の支弁が困難と認められること。

(5) 学業及び素行が優秀であること。

〔 奨学資金の額 〕

(1) 高校生等 月額5,000円(返済不要)

(2) 大学生等 月額10,000円(返済不要, 1人あたり12万円を限度とします。)

※本奨学資金において、既に限度額まで支給を受けている大学生等は対象外とします。

〔 申 込 書 類 〕

(1) 今村光雄奨学生申請書(第1号様式)

(2) 今村光雄奨学生推薦調書(第2号様式)

(3) 直近の成績証明書(第2学年以上に在学している者に限る。)

(4) 高等学校等が発行する調査書(大学生等の第1学年に限る。)

(5) 奨学生希望者の所得証明書(令和8年1月1日に市外に住所を有する者に限る。)

(6) 奨学生希望者の生計を維持する者(以下「父母等」という。)の所得証明書(令和8年1月1日に市外に住所を有する者に限る。)

(7) 上記のほか、市長が必要と認める書類

[選考基準]

上記「奨学資金の支給を受けることができる者の資格」に該当し、次のいずれかに該当する者を選考します。

- (1) 生活保護法に基づき保護費を受給する者の子
- (2) 母子家庭か父子家庭に属する者
- (3) 両親を失い、祖父母や親戚に扶養されている者
- (4) 経済的に困窮している者

※次の事項について、本人及び父母等の世帯の状況を調査及び照会します。

- ・指宿市が保有する課税状況
- ・指宿市が保有する納税状況
- ・指宿市が保有する生活保護法に基づく保護費の受給情報

[奨学資金の支給期間]

奨学資金の支給期間は、令和8年4月から令和9年3月までのうち上記「奨学資金の支給を受けることができる者の資格」を有する期間とします。

[募集人員]

- (1) 高校生等 10人以内
- (2) 大学生等 10人以内

[募集期間]

令和8年5月1日(金)から令和8年7月2日(木)まで

[奨学資金の停止]

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の支給を停止します。

- (1) 上記「奨学資金の支給を受けることができる者の資格((3)を除く。)」に掲げる要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (3) 疾病などのために学業を続ける見込みがないとき。
- (4) その他、奨学生として適当でないと認めるとき。